

社会福祉法人グリーンアルム福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人グリーンアルム福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(役員等の定義)

第2条 この規程で、役員とは理事及び監事のことをいい、役員等とは役員及び評議員のことをいう。

2 役員等であって、施設長及び職員としての職務を兼務する者を使用人兼務役員という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び賞与を支給する。

2 使用人兼務役員の報酬は、別に定める給与規定による。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額の範囲内とする。

(2) 賞与については、評議員会で決定した額の範囲内とする。

(3) 通勤手当については、職員給与規定第23条の規定に準ずる額

(4) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表2に定める額

(2) 賞与については、評議員会で決定した額

(3) 遠隔地から出席した役員等の交通費が前号の報酬額を上回る場合には、実費弁償する。

(4) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の改定)

第6条 別表1及び2に規定する役員等の報酬等の額については、世間水準及び職員給与との均衡が大幅に乖離した場合には改定する。

(退職慰労金等)

第7条 役員等が退任(死亡した場合も含む)した場合の退職慰労金等は、次の各号に掲げるものを除き原則として支給しない。

(1) 在任期間中の功労が顕著と認められる者は、評議員会の承認を得て退職慰労金等を贈呈する。

(2) 使用人兼務役員の退職慰労金は、給与規程による。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

(1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第5条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

1. この規程は、平成15年4月1日から実施する。
2. この規程は、平成17年5月22日から改正実施する。
3. この規程は、平成20年5月28日から改正実施する。
4. この規程は、平成20年10月1日から改正実施する。
5. この規程は、平成27年6月1日から改正実施する。
6. この規程は、平成29年4月1日から改正実施する。
7. この規程は、令和3年11月1日から改正実施する。(別表2)
8. この規定は、令和7年7月1日から改正実施する。

以上

別表 1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
正副理事長	月額 1,000,000 円以内
常務理事	月額 500,000 円以内
理事	月額 400,000 円以内

別表 2（非常勤役員等の報酬）

業務内容	報酬の額
理事会及び評議員会に出席した場合	10,000 円／日額
常務会への出席	30,000 円／日額
監事監査への出席及び監査報告書の作成	200,000 円／年額 (中間監査を行わない場合は 150,000 円／年額)
その他	10,000 円／日額

※同日に複数の会議に出席した場合は、1 番高額な報酬の額とし、重複支給はしない。